

第 2 回三河安城交流拠点検討審議会

1. これまでの議論の整理（安城市から説明）
2. 計画主体との調整状況（安城市から説明）
3. 論点に対する事務局の評価について（DTFAから説明）
4. 答申の骨子について（DTFAから説明）

令和 5 年 1 1 月 2 7 日（月）
安城市
企画部 健幸=SDGs課

第2回三河安城交流拠点検討審議会

1. **これまでの議論の整理 (安城市から説明)**
2. 計画主体との調整状況 (安城市から説明)
3. 論点に対する事務局の評価について (DTFAから説明)
4. 答申の骨子について (DTFAから説明)

1. これまでの議論の整理

● 審議スケジュール

- 第1回審議会での提案を受け、論点整理機会を11月15日に実施。
- 上記を受け、当初11月15日開催予定となっていた第2回審議会を11月27日（本日）に変更。

第1回	第2回	第3回
10月26日 14時～	11月27日（月）15時30分～	12月13日 14時～
<ul style="list-style-type: none">① 担当事務② 申出と本市の検討経緯③ 施設計画（計画主体からの提案）④ 提案を踏まえた論点整理<ul style="list-style-type: none">・上位計画との関係・スタジアムアリーナ改革指針<ul style="list-style-type: none">・運営計画（収入支出）の分析・経済波及効果・事業スキーム比較・計画主体からの提案に対する調整事項（調整交渉を要する事項の確認）	<ul style="list-style-type: none">① これまでの議論の整理② 計画主体との調整状況③ 論点に対する事務局の評価<ul style="list-style-type: none">・ 第1回委員意見やWSを踏まえたメリット・リスク・ メリット・リスクへの対応方法・ 事業スキームの総合評価④ 答申の骨子<ul style="list-style-type: none">・ 計画主体と合意すべき事項の論点整理	<ul style="list-style-type: none">① 計画主体との調整状況② これまでの協議事項のとりまとめ③ 計画主体との合意書面案の確認④ 答申内容（案）⑤ 今後のスケジュール <p>第1～2回審議および協議経過を踏まえて更新</p>

1. これまでの議論の整理

・ 第1回審議会を経て、委員意見を踏まえた調整を要する論点

要調整事項（第1回審議会後更新）

※追記箇所赤文字

項目	論点	調整事項
事業計画	まちづくり施策について	<ul style="list-style-type: none">① アリーナ事業により地域貢献に資することが、アリーナ事業に対して市が協力する前提となるため、また提案される地域貢献策を継続的に事業実施していくため、地域貢献策の実施の確実性、実施の主体性が必要である② 周辺のエリアマネジメントなどへの展開できる公共空間活用への参画を要請する【上林委員】③ インクルーシブ社会にむけたD&I社会に向けてアリーナ並びに周辺環境に対する提案を求める【上林委員】④ DX、デジタル化に関する考え方、上位計画はあるか。アイシン社提案でもDXによる利便性向上が謳われているが、それらを単にエンタメ用途にとどめることなく、市民に資する仕組み・契機として誘導していくべきと考えている【上林委員】⑤ 自主事業に関して、上位計画との整合性については詰める必要がある【前田委員】
	事業終了時の取扱	<ul style="list-style-type: none">① 事業終了時の施設の扱い（原状回復義務、解体費負担など）について整理が必要
	施設敷地の取扱	<ul style="list-style-type: none">① 敷地の所有・管理は事業者のままとされている。公の施設として、誰もが随時施設を活用できる状態（住民が公の施設を利用することを拒んではならない、住民利用の目的施設であること）を担保する必要がある② まちへの賑わい波及のため、施設敷地内の空地で賑わい創出事業（自主事業）を計画されている。しかし、敷地内の空地は駐車場、クラブハウス、民間施設等の立地も想定されるため、担保の方法に制限が想定される③ 施設敷地の権利設定により受ける市の負担について調整が必要である④ 民有地の上に建設される公共所有アリーナの是非【桂田委員】

1. これまでの議論の整理

第1回審議会を経て、委員意見を踏まえた調整を要する論点

要調整事項（第1回審議会後更新）

※追記箇所赤文字

項目	論点	調整事項
施設計画/スキーム	施設計画について	① 建設費はアイシン社が負担すると言うものの、明細がなく、思わぬ建設費増大時に、施設としての品質が担保できるのかなど懸念がある【前田委員】
	資産区分・負担方法について	① モニター等修繕費については、事業主体側で負担することが表明されているが、モニターの資産区分および負担方法について整理が必要である(行動データなど施設として取得できる知財の取り扱いも含む【上林委員】) ② DX関係など更新頻度の高い設備類について留意したうえで設備更新の方針決定をおこなうべきである【上林委員】 ③ 負担付スキーム以外の事業スキームの検討可能性【桂田委員】
収支計画	ネーミングライツ等収入について	① 指定管理に必要な収入を、本来ある市からの指定管理料収入でなく、アイシングループからの広告費収入（ネーミングライツ収入）として行う計画として収支が成立している。しかし、市では公の施設におけるネーミングライツ収入は市の収入としているため、調整が必要である ② 収入が広告費（ネーミングライツ収入）に依存しているが、常設の屋内広告なども想定されている。施設を指定管理で行う場合、通常の流れでは目的外使用許可を行い使用料として市の収入となるため、調整が必要である
賑わい創出	まちづくり施策について	① 施策提案を受けたまちづくり施策について、社会的効果やその経済性の算出を行い、賑わい創出効果として把握する必要がある ② 賑わい創出事業として、施設敷地内での地域参加イベントなどが企画されているが、施設、施設敷地、まちが一体的に賑わいを共有するためには、敷地が公の施設並みに活用できる状態となっている必要がある ③ 市ないし地域団体が組成する駅前ステークホルダーと連携を図る協議会に主体的に参画すること【上林委員】 ④ 産業構造多様化に資する可能性【中村委員】 ⑤ アリーナ建設と工場移転は一連のプロジェクトと考えることができるため、経済波及効果の算定の中で、アイシンが既存工場を安城市内に移転することも考慮すべきである【中村委員】

第2回三河安城交流拠点検討審議会

1. これまでの議論の整理（安城市から説明）
2. **計画主体との調整状況（安城市から説明）**
3. 論点に対する事務局の評価について（DTFAから説明）
4. 答申の骨子について（DTFAから説明）

2. 計画主体との調整状況

① 上位計画、スタジアム・アリーナ改革指針に沿った評価 ※次項で評価

- 第1回審議会の資料2-1～6に関する情報について、計画主体にヒアリングを実施。
- 計画主体が構想する施設計画について、項目ごとに評価を実施。

② 委員論点の確認

- 委員論点については、両者で確認し、協議を継続。

第2回三河安城交流拠点検討審議会

1. これまでの議論の整理（安城市から説明）
2. 計画主体との調整状況（安城市から説明）
3. **論点に対する事務局の評価について（DTFAから説明）**
4. 答申の骨子について（DTFAから説明）

3. 論点に対する事務局の評価について

① 第1回委員意見やワークショップを踏まえたメリット・リスク

I. 第1回審議会での各項目におけるメリット・リスク

...第1回審議会の各項目評価。

II. ワークショップなどの意見反映

...市民ワークショップなどの市民ニーズと照らし、施設計画が持つ市民の利益（設計への反映、ニーズに沿った使い方・過ごし方ができている。）について確認。

② メリット・リスクへの対応方法

③ 事業スキームの総合評価

①ー I . 第 1 回審議会での各項目におけるメリット・リスク

- 各項目におけるメリットは以下のとおり。※リスクは論点と同じ

資料	項目	メリット	リスク（論点）	市民の利益
2-1	上位計画との関係	<ul style="list-style-type: none"> 行政計画にスタジアム・アリーナ改革指針の施設はないが、行政計画の目標への寄与が期待できる。 都市再生特別措置法の誘導施設（広域的交流施設）である。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	○
2-2	スタジアムアリーナ改革指針	<ul style="list-style-type: none"> 「集客力を高めまちづくりを支える持続可能な経営資源としての要件」において、顧客体験価値の向上や、多様な利用シーンの実現、街づくりの中核となるアリーナ計画について、事業主体から提案もあり計画検討段階において指針に合致すると考えられる。今後施工および運営計画検討段階において、収益モデルの確立とプロフィットセンターへの改革も含め、継続的に具体的検討を進められる想定となっている。 「プロジェクト上流段階において検討されるべき事項に関する要件」においては、検討主体が主たる利用者であるプロチームおよびそのオーナー企業であることから、すべての項目に対して検討が進んでいることが確認できる。 「収益・財務に関する要件」においては、提案される負担付き寄付が民間活力を活用した事業方式であり、民間側で資金調達が完結できる計画となっていることから、十分に満たす計画であると考えられる。 「事業推進・運営に関する要件」において、上位同様検討主体がプロチームであることから、一定の検討がされているものと考えられる。今後運営計画検討を進める中で、より精緻な設定がされることが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> 論点あり 	○
2-3	運営計画の分析	<ul style="list-style-type: none"> 市が運営費・修繕費を支払わず、独立採算で運営できる計画となっている。 賑わい創出事業が計画されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 論点あり 	○
2-4	経済波及効果 ※修正※	<ul style="list-style-type: none"> 委員により、アイシン榎前工場も一連のプロジェクトとして試算するべきとの指摘もあったため、同効果を含めて再試算。 建設時・運営時ともに、市内への経済波及効果、雇用創出効果、税収効果が試算することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 論点あり 	○
2-5	事業スキーム比較	<ul style="list-style-type: none"> 負担付き寄附は、市・市民にとって負担のない方式である。 運営権の付加により、計画主体にとってより自由な運営が確保できる方式となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 論点あり 	○

①ーⅡ．ワークショップなどの意見反映

・ 計 8 機会で市民意見を把握。設計時に情報提供。

機会	名称	主体	日時	実施目的	参加者属性	参加者数
アンケート	① 総合計画 市民 アンケート	安城市	R4.7.15 ～8.15	<ul style="list-style-type: none"> 三河安城駅周辺に必要なと感じる場所とは 	<ul style="list-style-type: none"> 安城市在住の18歳以上3,000人を無作為抽出 	<ul style="list-style-type: none"> 943票 ※31.4%
	② 総合計画 中学生・若者 アンケート	安城市	R4.10.25 ～12.5	<ul style="list-style-type: none"> アリーナに行きたくなる「つかい方・過ごし方」とは 	<ul style="list-style-type: none"> 安城市在住の中学生（2学年）1,913人 	<ul style="list-style-type: none"> 1,174票 ※61.4%
					<ul style="list-style-type: none"> 安城市在住の16歳～18歳1,000人を無作為抽出 	<ul style="list-style-type: none"> 123票 ※12.3%
	③ 総合計画 事業者 アンケート	安城市	R4.12.5 ～12.19	<ul style="list-style-type: none"> アリーナで交流するために、あなたができることは何か 	<ul style="list-style-type: none"> 安城市商工会議所会員事業者300者を無作為抽出 	<ul style="list-style-type: none"> 119票 ※39.7%
④ 市民 アンケート	安城市	R5.8.3 ～8.17	<ul style="list-style-type: none"> アリーナの認知 アリーナで行う賑わい創出イベントのニーズ アリーナに行きたくなる「つかい方・過ごし方」とは 	<ul style="list-style-type: none"> 安城市在住の18歳以上3,000人を無作為抽出 	<ul style="list-style-type: none"> 1,143票 ※38.1% 	
フォーラム	⑤ TIPOFF! フォーラム	安城市、アイシン、シーホース三河	R5.7.25	<ul style="list-style-type: none"> アリーナ計画を知り、地域で考える講演会として開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の在住、在勤、在学の方（申込制） 	<ul style="list-style-type: none"> 250名
ワーク ショップ	⑥ バスケ クリニック	安城市、シーホース三河	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> バスケの練習をし、アリーナのつかい方を考える 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の在住、在学の中学1,2年生（申込制） 	<ul style="list-style-type: none"> 46名
	⑦ つながる！ ワークショップ	安城市、シーホース三河	R5.8.20	<ul style="list-style-type: none"> アリーナ情報を知り、アリーナのつかい方を考える 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の在住、在勤、在学の方（申込制） 	<ul style="list-style-type: none"> 19名
	⑧ つかい方 ワークショップ	安城市、シーホース三河 ※アイシン参加	R5.10.14 ～R6.2.18	<ul style="list-style-type: none"> 日常の「アリーナのつかい・過ごし方」を考える 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の在住、在勤、在学の方（申込制） 	<ul style="list-style-type: none"> 48組58名 ※実施中

①ーⅡ．ワークショップなどの意見反映

市民意見に対する計画主体の対応

★設計への反映（現提案に反映されている）

- アンケートやワークショップを踏まえ、多様な地域ニーズに応えられるよう、マルチコンコース等を提案されるなど利用幅の拡張性を考慮して計画。現状で地域が求めるつかい方は実現できるようにしており、将来的なニーズ変更にも対応できるよう検討している。

★賑わい創出事業への反映（現提案に反映されている）

- アンケートやワークショップを踏まえ、地域が求める賑わいを一緒に実現できるよう、地域の団体・活動者との共催ベースで賑わい創出事業（イベント）を計画。現状で地域が求める賑わい創出を進めることと、将来的なニーズ変更にも対応できるよう、地域の対話・連携を意識している。

市民のニーズを把握しながら計画を進めていることを確認した。

地域の賑わいは現場に入らないとわからないので、今後も関係づくりを進め、主体的に地域と一緒に賑わい創出を行う必要がある。

②. メリット・リスクへの対応方法

・ メリットへの対応

- ・ 上位計画の目標に寄与するよう、施設を持続的に運営できるようにすること。
- ・ スタジアム・アリーナ改革指針に沿った施設を持続的に運営できるようにすること。
- ・ Bプレミアの参画基準に沿った施設を持続的に運営できるようにすること。
- ・ 賑わい創出事業が安定的に行われるよう、運営会社と活動団体が連携できるようにしていくこと。
- ・ 三河安城地域に経済的・社会的なメリットが生じるよう、運営会社と地域企業が連携できるようにしていくこと。

②. メリット・リスクへの対応方法

・ リスクへの対応

項目	論点	リスクと対応
事業計画	まちづくり施策について	<p>① <u>アリーナ事業により地域貢献に資することが、アリーナ事業に対して市が協力する前提となるため、また提案される地域貢献策を継続的に事業実施していくため、地域貢献策の実施の確実性、実施の主体性が必要</u> ⇒竣工開業に向けて運営計画を整理していく過程で、地域貢献に資する使い方、活動内容等を検討していくことを求める。</p> <p>② <u>インクルーシブ社会、D&I社会に向けてアリーナ並びに周辺環境に対する提案を求める</u> ⇒竣工開業に向けて運営計画を整理していく過程で、地域貢献に資する使い方、活動内容等を検討していくことを求める。</p> <p>③ <u>周辺のエリアマネジメントなどへの展開できる公共空間活用への参画要請</u> ⇒アリーナ本体や敷地での活動だけでなく、公共空間を活用した活動やエリアマネジメントに対する協力を求める。</p> <p>④ <u>アイシン社提案でもDXによる利便性向上が謳われているが、それらを単にエンタメ用途にとどめることなく、市民に資する仕組み・契機として誘導していくべきと考えている</u> ⇒竣工開業に向けて運営計画を整理していく過程で、DXを活用した地域貢献策を検討していくことを求める。</p> <p>⑤ <u>自主事業に関して、上位計画との整合性については詰める必要がある</u> ⇒現段階では上位計画との合致が認められるが、事業推進過程でも上位計画との整合性が保てるか、継続的にモニタリングする必要がある。合わせて市としても、アイシン社のまちづくりに対する提案を受け入れるための計画策定を推進する必要がある。</p>

②. メリット・リスクへの対応方法

・ リスクへの対応

項目	論点	リスクと対応
事業計画	事業終了時の取扱	<p>① <u>事業終了時の施設の扱い（原状回復義務、解体費負担など）について整理が必要</u> ⇒事業終了段階においても、市に負担が生じない様、事業終了時に想定される負担を想定し、清算方針を双方で合意する。</p>
	施設敷地の取扱	<p>① <u>敷地の所有・管理は事業者のままとされている。公の施設として、誰もが随時施設を活用できる状態（住民が公の施設を利用することを拒んではならない、住民利用の目的施設であること）を担保する必要がある</u> ⇒公的空間とすることを担保するため、単に計画主体が所有・管理するだけでなく、市民利用が期待される敷地を特定し、市にも一定の権利等の設定を整理する。</p> <p>② <u>まちへの賑わい波及のため、施設敷地内の空地で賑わい創出事業（自主事業）を計画されている。しかし、敷地内の空地は駐車場、クラブハウス、民間施設等の立地も想定されるため、担保の方法に制限が想定される</u> ⇒アリーナと不可分な施設を特定し寄附対象となる施設の仕分けを行う。そのうえで民間施設としての立地が想定される範囲を特定する。市が借地する場合は、上記①の権利設定対象範囲からあらかじめ除外、ないし随時賃貸借解除が出来るよう整理する。</p> <p>③ <u>施設敷地の権利設定により受ける市の負担について調整が必要</u> ⇒上記により整理される借地範囲において想定される管理上の課題を整理し、アリーナにおける方針と同様、計画主体に負担を求める方針とする。</p> <p>④ <u>民有地の上に建設される公共所有アリーナの是非</u> ⇒省庁への確認、及び類似事例を調査し、実現可能性を確認する。またその際に想定されるリスクを検討する。</p>

②. メリット・リスクへの対応方法

・ リスクへの対応

項目	論点	リスクと対応
施設計画/スキーム	施設計画について	<p>① <u>建設費はアイシン社が負担するとは言うものの、明細がなく、思わぬ建設費増大時に、施設としての品質が担保できるのかなど懸念がある</u> ⇒竣工時（寄附時）まで継続的にモニタリングを実施し市が期待する品質が確保できるよう調整する。</p>
	資産区分・負担方法について	<p>① <u>モニター等更新頻度の高い設備類について、修繕・更新については事業主体側で負担することが表明されているが、モニターの資産区分および負担方法について整理が必要(行動データなど施設として取得できる知財の取り扱いも含む)</u> ⇒アリーナに付帯される設備や知財に関する資産区分・責任区分を、今後具体化される施設計画・運営計画と照らし合わせ整理する。</p> <p>② <u>負担付スキーム以外の事業スキームの検討可能性</u> ⇒大枠となる事業スキームについては後述にて整理。なお負担付き寄付と重疊的に活用可能となる有用なスキーム（運営権など）について、継続検討する。</p>

②. メリット・リスクへの対応方法

・ リスクへの対応

項目		リスクと対応
収支計画	ネーミングライツ等収入について	<p>① <u>指定管理に必要な収入を、本来ある市からの指定管理料収入でなく、アイシングループからの広告費収入（ネーミングライツ収入）として行う計画として収支が成立している。しかし、市では公の施設におけるネーミングライツ収入は市の収入としているため、調整が必要</u> ⇒収支計画上重要な要素となっていることを鑑み、付加的なスキームの活用（運営権など）も含め継続検討する。</p> <p>② <u>収入が広告費（ネーミングライツ収入）に依存しているが、常設の屋内広告なども想定されている。施設を指定管理で行う場合、通常の流れでは目的外使用許可を行い使用料として市の収入となるため、調整が必要</u> ⇒上記同様。</p>

②. メリット・リスクへの対応方法

・ リスクへの対応

項目	論点	リスクと対応
賑わい創出	まちづくり施策について	<p>① <u>施策提案を受けたまちづくり施策について、社会的効果やその経済性の算出を行い、賑わい創出効果として把握する必要がある</u> ⇒施策が具体化した段階で、市側で経済効果や社会的効果を算出する。</p> <p>② <u>賑わい創出事業として、施設敷地内での地域参加イベントなどが企画されているが、施設、施設敷地、まちが一体的に賑わいを共有するためには、敷地が公の施設並みに活用できる状態となっている必要がある</u> ⇒「事業計画・施設敷地の取扱」記載のとおり。</p> <p>③ <u>市ないし地域団体が組成する駅前ステークホルダーと連携を図る協議会に主体的に参画すること</u> ⇒「事業計画・まちづくり施策について」記載のとおり。</p> <p>④ <u>産業構造多様化に資する可能性</u> ⇒アリーナ事業やチームによるスポーツ興業のみならず、市内の多様な産業に対し、チーム等が保有するコンテンツを交えた取り組みの展開を求める。</p> <p>⑤ <u>アリーナ建設と工場移転は一連のプロジェクトと考えることができるため、経済波及効果の算定の中で、アイシンが既存工場を安城市内に移転することについても考慮すべき</u> ⇒経済効果を算定（別紙2－3）</p>

③. 事業スキームの総合評価

	従来方式	DBO方式	PFI (BTO) 方式	負担付き寄付方式 (指定管理)	民設民営方式
	運営権併用				
本事業における特徴	<ul style="list-style-type: none"> ➢ アリーナ事業を通じた地域活性化に資する活動について、市と連携して実施する意思がある ➢ 上記を条件に、一定のコスト縮減について申し出がある ➢ その手法として負担付き寄付方式を活用した固都税 (建物) の縮減効果を提案してきている ➢ 施設整備費の他、管理運営や大規模修繕など、運営段階で必要となるリスク、コストを負担する意思がある ➢ 運営権は検討しうるが、権利償却が負担になると懸念している ➢ 市の行政計画上は、市が自ら整備してまでアリーナを必要とは考えていない ➢ Bリーグプレミアの規定に沿うためには、2024年6月段階での着工が必要となる 				
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在市に整備方針は無く、方針策定から進める必要があるため、市が整備主体となるスキームでは、2024年6月の着工までに間に合わせるができない。 			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間主導で推進することが出来るため、2024年6月着工のスケジュールを踏まえた事業推進が可能。 	

※計画主体の提案・ヒアリング結果を踏まえ記述



- 本事業は、行政計画ではない、民間主導で始まったプロジェクトである。
- 市が整備主導するスキーム（従来方式、DBO、BTO）では、現在想定されるスケジュールでは実施困難となる。
- また市が主導することにより、事業スケジュールを遅延させBプレミアへの参画が不可となることは市としても損失となる。
- したがって、民間が主導するスキーム（民設民営、負担付き寄付）が有用と考えられる。

③. 事業スキームの総合評価

	負担付き寄付方式（指定管理）		民設民営方式
		運営権併用	
市負担（財政）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 運営負担の申し出があるため <u>事業者が存続する限りにおいては負担はない</u> <p style="text-align: center;">○</p>		<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>負担はない</u> <p style="text-align: center;">○</p>
市負担（建物）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設所有者としての管理責任が生じる ➢ 整備段階では市の関与がないため、引渡時の品質確認に留意が必要 <p style="text-align: center;">△</p>		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間施設であるため、<u>責任はない</u> <p style="text-align: center;">○</p>
市負担（運営）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 指定管理等で実施するため、一次的な責任は運営者側 ➢ 最終責任は施設所有者の市側 ➢ 加えて事業主体から、<u>民営同程度となる様リスクを受ける意思</u>あり（<u>事業者が存続する限りにおいて</u>） <p style="text-align: center;">○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>左記同様</u> ➢ 運営権による民間裁量に任せ、より裁量権のある運営が可能（運営権対価は微価想定） <p style="text-align: center;">○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間施設であるため、<u>責任はない</u> <p style="text-align: center;">○</p>
市政との連携	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市の施設となるため、<u>市の自発的なハード・ソフトでの政策連携が可能</u> ➢ <u>市と連携し地域貢献を行う申し出</u>がある <p style="text-align: center;">○</p>		<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>市と連携し地域貢献を行う申し出</u>があるが、市が主体的に活用することは困難となる <p style="text-align: center;">△</p>
事業者の期待（自由度）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>指定管理の範囲内</u>での事業主体側裁量にとどまる <p style="text-align: center;">△</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記に加え、<u>運営権に伴う民間裁量がより高まる。</u> <p style="text-align: center;">○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業主体側が実施したい内容は取り組める <p style="text-align: center;">○</p>
事業者の期待（財務面）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>資産所有に伴う負担が生じず、事業者が期待するスキーム</u> <p style="text-align: center;">○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>自由度がある一方、運営権対価が償却対象となることを懸念</u>（微価とすることで懸念が解消するか要確認） <p style="text-align: center;">△</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産所有に伴う、<u>所有負担が生じることを懸念</u>している <p style="text-align: center;">×</p>
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>市として負担が少ないスキーム</u>である 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>左記同様市に負担が少なく、左記より自由度の高いスキーム</u>であるが、事業者側に懸念する事項があり懸念の解消が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市として負担が少ないスキームであるが、<u>事業者側が当該方針では事業化が困難であるため結果的に実現性が無い</u>

負担付き寄付を主軸とし、運営権の併用可能性を継続協議とする

第2回三河安城交流拠点検討審議会

1. これまでの議論の整理（安城市から説明）
2. 計画主体との調整状況（安城市から説明）
3. 論点に対する事務局の評価について（DTFAから説明）
4. 答申の骨子について（DTFAから説明）

4. 答申の骨子について一計画主体と合意すべき事項の論点整理

基本的な考え方＝市民への利益を最大化すること前提

① 現計画段階での規格・品質を維持すること。

寄附施設が、スタジアム・アリーナ改革指針、Bプレミアに即す施設となること。

② 寄附時に適正な資産価値と健全な収支となること。

今後運営計画等を詳細化していく中で、計画段階から事業終了時に至るまで、市に金銭的負担のない事業計画・事業スキームが維持できるよう、双方が継続的に協議を行うこと。

計画主体は、協議経過について審議会等でモニタリングに協力すること。

③ 調整が必要な事項を明確化すること。

計画主体は、今後運営計画等を詳細化していく中で、上記①②に課題が生じる際は、速やかに事態を報告し協議を行うこと。

④ 停止条件付の合意とすること。

上記①～③の対応がなされていないと判断された際は、市は竣工時の寄付について解除できるものとする。

4. 答申の骨子について一計画主体と合意すべき事項の論点整理

- 寄附時に適正な資産価値と健全な収支となるために「調整が必要な事項」
 - 要調整事項(P-4～5)より、上記に概要する調整項目を整理

項目	論点	調整事項
事業計画	まちづくり施策について	<ul style="list-style-type: none">① アリーナ事業により地域貢献に資することが、アリーナ事業に対して市が協力する前提となるため、提案される地域貢献策を継続的に事業実施していくことが出来る計画及び体制となる様事業主体に求める② 上記に伴い実施する自主事業等についても上位計画等との整合性を踏まえた活動とする③ またアリーナ本体のみならず、敷地や周辺の公共空間を活用した施策展開の他、周辺へのエリアマネジメントへの協力なども求める
	事業終了時の取扱	<ul style="list-style-type: none">① 事業終了段階において市に負担が生じない様、事業終了時に想定される負担を想定し、アイシン社が負担するものとする
	施設敷地の取扱	<ul style="list-style-type: none">① アリーナ及び当該施設と一体不可分と想定される駐車場および広場部分を含む一体敷地に対し、必要となる市の権利設定を行う② 市はアイシン社が敷地内にアリーナ事業と連動する施設整備等を実施する場合において、当該部分の権利設定範囲を解除の上、アイシン社に返上する

4. 答申の骨子について一計画主体と合意すべき事項の論点整理

・ 寄附時に適正な資産価値と健全な収支となるために「調整が必要な事項」

➤ 要調整事項(P-4～5)より、上記に概要する調整項目を整理

項目	論点	調整事項
施設計画/スキーム	施設計画について	① 設計・施工状況について定期的に市に進捗報告を実施するとともに、適正な資産価値となっているか確認するため市が実施するモニタリングに協力する
	資産区分・負担方法について	① アリーナ整備に付帯する資産（知財等も含む）について、詳細に整理するとともに、原則アイシン社の負担とする ② そのうえで、それぞれの資産について、アイシン社負担とするための適正なスキームの検討について、双方協力して採用に向けて調整する
収支計画	ネーミングライツ等収入について	① ネーミングライツ収入は市の収入となるが、ネーミングライツ等の収入の収受方法について市と継続調整とする ② ①の収受について整理した方針に合致する事業スキームがあった際は、双方協力して採用に向けて調整する
賑わい創出	まちづくり施策について	① アイシン社は、まちづくり活動について具体的な取り組み引渡しまでに整理し提案する。 ② 市はアイシン社の街づくり計画提案を含め、経済効果および社会的効果を算出する。アイシン社は当該算出に必要なデータ提供などに協力する ③ 市が提案するまちづくり活動に対し、アイシン社は積極的に協力する